○近畿地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間
四十二号	海南市築地一番一八から同市築地一番三まで

図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十三年十一月十八日

○四国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
徳島市国府町観音寺字弐反田六三九番一から同市徳島本町一丁目二番二まで	前	A　一〇・九二～三八・〇〇メートル　八・五二〇キロメートル B・C・D・E・F　二〇・一四～一七八・三〇　九・四五一	
	後	A　一〇・九二～三八・〇〇　八・五二〇 B・C・D・E・F　二〇・一四～一七八・三〇　九・四五一	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間
百九十二号	徳島市八万町大野九番六地先から同市八万町大野一四八番一地先まで

図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十三年十一月十八日

○九州地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
薩摩川内市水引町字宮脇五三八〇番一地内	前	一一・三〇～一三・一二メートル　〇〇・〇一九キロメートル	
	後	一〇・八六～一一・一二　〇〇・〇一九	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間
三号	薩摩川内市水引町字前田五二一一番一から同市水引町字草道五七三〇番まで

図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
供用開始の期日	平成二十三年十一月十八日

○北海道開発局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道余市郡余市町大川町三丁目六八番一から同町大川町四丁目五四番三まで	前	二五・三〇～三二・二〇メートル　〇〇・〇一二キロメートル	
	後	二五・三〇～五九・一〇　〇〇・〇一二	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
名寄市字日彰五三三番二から同市字日彰五五五番一まで	前	二一・八二～四四・三四メートル　〇〇・二八五キロメートル	
	後	二一・八二　〇〇・二八五	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間
三百三十四号	北海道網走郡大空町東藻琴明生三七四番五から同町東藻琴明生五二五番一まで

図面縦覧場所	北海道開発局及び同局網走開発建設部
供用開始の期日	平成二十三年十一月十八日